

# あきた起業促進事業（起業支援補助金）

県内で新規起業する方に最高200万円を補助

## 1 概要

新規起業の模範となる事業を実施する企業等に、その起業に要する経費と新規雇用に要する経費の一部を補助します。

## 2 内容

### 補助対象者

新たに中小企業者等として起業する方で、次の要件の全てに該当する方が対象となります。

- ① 募集締め切り日前後12か月以内に起業、又は、起業する計画であること
- ② 優れたビジネスプランにより起業するものであること
- ③ 起業後の事務所・店舗・工場等が県内にあること
- ④ 起業する事業が別記業種（農林漁業、医療、風営等）に該当しないこと
- ⑤ 起業において新規雇用が確実に発生すること
- ⑥ 起業の実現が確実であること
- ⑦ 起業の模範となる事業であること
- ⑧ 起業する事業が関係法令又は公序良俗に反することなく、地域社会に寄与するものであること。

### 補助対象事業

起業する事業が、農林漁業、医療（病院等）業、金融保険業、風俗営業等別記業種に該当しないこと。

### 補助対象経費

事業拠点費（設備費、機械器具費、構築物費等）、人材育成費、宣伝広告費、人件費

※ 消費税分は除く

### 補助金の額・補助率

- ・ 事業拠点費、人材育成費、宣伝広告費：補助対象経費の1/2以内で100万円が上限
- ・ 人件費：補助対象経費の1/2以内で100万円が上限

### 補助事業期間

交付決定日から最大で12か月間

※ 事業期間が翌年度（平成23年度）に至る場合は、23年3月末までに22年度分を一旦精算し、残りの平成23年度分を再度申請する形をとります。

### 申請時期

- |         |                   |
|---------|-------------------|
| 第1回募集受付 | 平成22年5月6日～ 6月4日   |
| 第2回募集受付 | 平成22年8月2日～ 9月3日   |
| 第3回募集受付 | 平成22年11月1日～11月30日 |

※ 募集受付期間前であっても、計画書作成等に関する相談は随時受け付けています。

### 提出書類

秋田県商工会連合会、秋田商工会議所が別に定める事業計画書

### 手続きの流れ

応募 → 書類審査・プレゼンテーション審査 → 補助対象者の決定

- 補助金の交付申請・交付決定 → 事業開始 → 事業終了・実績報告書の提出  
→ 完了検査 → 補助金額の確定・補助金の請求 → 補助金の支払

※ 補助金は事業終了時の精算払いとなりますので、それまでの間に要する資金の調達が必要となることにご留意ください。

### 申し込み先

- 最寄りの商工会、商工会議所
- 秋田県商工会連合会  
〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号（秋田県商工会館内）  
TEL 018-863-8491 FAX 018-863-8490
- 秋田商工会議所  
〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号（秋田県商工会館内）  
TEL 018-866-6674 FAX 018-862-2101

## 3 問い合わせ先

- 上記申し込み先
- (財)あきた企業活性化センター  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
相談窓口担当 TEL 018-860-5610 FAX 018-860-5704
- 秋田県産業労働部 地域産業振興課 創業支援班  
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1  
TEL 018-860-2231 FAX 018-860-3887

(別記業種)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 農業</li><li>2 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）</li><li>3 漁業</li><li>4 金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）</li><li>5 医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所、歯科診療所</li><li>6 以下のサービス業等<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日法律第122号）により規制の対象となるもの</li><li>(2) 易断所、観相業、相場案内業</li><li>(3) 競輪、競馬等の競争場、競技団</li><li>(4) 芸妓業、芸妓斡旋業</li><li>(5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業</li><li>(6) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）</li><li>(7) 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）</li><li>(8) 宗教</li><li>(9) 政治・経済・文化団体</li></ol></li></ol> |
|---|